



《会計・税務の知識》 山林に係る相続税の納税猶予制度

昨年12月10日に閣議決定された平成24年度税制改正大綱で、山林に係る相続税の納税猶予制度の創設が明記されました。少々特異な分野の内容ですが、今回はこの納税猶予制度とわが国での山林と相続を取り巻く状況についてご案内したいと思います。

1. 林業経営と相続税の実態

2010.11.5号でもご紹介しましたが、日本の森林面積は24,868千ha、国土に占める割合は68.2%（平成21年度森林・林業白書より）。この森林面積割合は、フィンランド（73.9%）に次いで世界第2位であり、あまり知られていませんが日本は世界トップレベルの森林国となっています。

このように世界有数の森林資源国であるわが国ですが、近年は林業の採算性悪化や後継者不足のほか、重い相続税負担が林業経営の継続の障害になっています。

平成23年度税制改正大綱では、相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等を精査し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行うことが謳われていました。精査の結果、100ha以上の大規模山林所有者は相続税額が多額に上り、山林に係る相続税負担により林業経営を続けられない実態があると認められたことから、今回の納税猶予制度の創設が提案されることとなりました。

【面積規模別の山林に係る相続税及び林業収益】

森林面積(ha)	山林の相続税額(万円)	年間林業所得(万円)
20～50	0	48
50～100	50	25
100～500	1,900	124
500～	6,689	672

(H23.11.16 税制調査会資料より)

2. 納税猶予制度案の概要

平成24年度税制改正大綱で公表された山林に係る相続税の納税猶予制度の概要等は以下のとおりです。

①概要

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、森林経営計画（市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたもの）内の山林を被相続人から一括取得し、かつ当該認定計画に基づいて施業を継続する場合に、特例対象山林に係る課税価格の80%に対応する相続税について、林業経営相続人の死亡の日までその納

税を猶予する。

②猶予税額の免除

林業経営相続人が特例対象山林を死亡の時まで所有し、かつ認定計画に従って施業を続けた場合には相続税額を免除する。

③猶予税額の納付

森林経営計画について、市町村長等の認定取消事由に該当する場合には、猶予税額の全額を納付する。

また、特例対象山林を譲渡した場合には、譲渡割合に応じた猶予税額を納付する（特例対象山林全体の2割超を譲渡した場合には猶予税額の全額を納付する）。

3. 対象は限定的？

山林等納税猶予制度の創設はわが国の森林資源の存続・維持に資するものであるとは思いますが、その効果は限定的であるとの声も聞かれます。それは、山林等納税猶予制度の対象となるのが100ha以上の山林で施業を行う林業経営者とされており、林業経営をしていない市街地山林の所有者は対象とされていないと見られるためです。

100ha以上の規模で施業を行う林業経営者はほんの一握りと言われています。一方で、市街化区域にある山林の所有者は相続税評価額が原則として宅地比準方式（その森林を宅地にしたときの宅地価額から宅地を造成するときの費用を引いて算出）によることとされており、評価額が換金価値よりも高額となることが一般的であることから、相続税問題は林業経営者と同様に悩ましい問題です。

農業経営者の場合にも、類似の納税猶予制度がありますが、農地等納税猶予制度の場合には市街地農地も納税猶予制度の対象となっています（三大都市圏の特定市の市街化農地の場合には生産緑地指定が必要です）。相続対策のために、市街地山林を伐採・開墾して納税猶予の適用が可能な市街地農地にする方法もとられていましたが、これでは都市近郊の緑地は減少を辿る一方です。

4. 結び

国際森林年である平成23年はすでに終えましたが、「ストップ！温暖化」は平成24年も全世界共通の目標です。都市近郊の緑地減少を抑制し、地球温暖化ストップに資するためにも、山林所有者への優遇税制のさらなる拡大を望みたいものです。

(担当：滝坂)